

平成23年6月10日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市病院事業会計について 1～2

| | |
|-------|----------|
| 所管委員会 | 厚生常任委員会 |
| 提出課 | 健康づくり推進課 |

上越市病院事業会計について
(病院事業会計における消費税返還について)

1. 「消費税及び地方消費税の更正の請求書」に対する高田税務署の回答

平成 22 年 12 月 27 日、社団法人上越医師会が、高田税務署に「消費税及び地方消費税の更正の請求書」を提出し、これを受けて、高田税務署長から社団法人上越医師会長に対し、平成 23 年 3 月 16 日付「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」が送付される。

○通知書の内容

更正の請求については、国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号に該当しないため、更正をすべき理由がないと認められる。

2. 異議申立書の提出

社団法人上越医師会は、高田税務署の通知内容（処分）を不服として、平成 23 年 5 月 16 日、高田税務署に「異議申立書」を提出した。

「更正の請求」フロー

○平成 22 年 12 月 21 日

- ・平成 18 年 2 月 28 日付指定管理に関する協定書及び平成 20 年 10 月 1 日付変更協定書を取り消し、無効とし、同日付けで新たに協定書締結。



○平成 22 年 12 月 27 日

- ・上越医師会が、高田税務署に「消費税及び地方消費税の更正の請求書」を関係書類とともに提出。同日付けで高田税務署受理。(国税通則法第 23 条)



○平成 23 年 3 月 16 日

- ・高田税務署長から通知書発送。3 月 17 日医師会受理。(国税通則法第 23 条)
※通知書の内容(国税通則法第 23 条第 2 項第 3 号に該当しないため、更正すべき理由がない)



○平成 23 年 5 月 16 日

- ・上越医師会が、高田税務署長に「異議申立書」を発送。(国税通則法第 75 条)
(通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内(平成 23 年 5 月 17 日まで))



- ・高田税務署長が異議申立に対する「処分」 * 異議申立書受理後 3 月以内



(処分に対して不服の場合)

- ・国税不服審判所長に対して「審査請求」(国税通則法第 75 条)
(異議決定書の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内)



- ・国税不服審判所長が「審査請求」に対する「裁決」(国税通則法第 98 条)

